

資料－4

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾患対策課
臓器移植対策室

目 次

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の実施状況について・・・・・・・・・・・・	1
(2) 移植医療の普及啓発について・・・・・・・・	1
(3) 臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について・・・・	3

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄移植対策について・・・・・・・・・・・・	4
(2) さい帯血移植対策について・・・・・・・・	5

3. その他連絡事項・・・・・・・・・・・・

1. 臓器移植対策について

臓器移植は、臓器提供者（ドナー）の尊い意思と、関係者はもとより広く社会の理解と支援があつて成り立つ医療で、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を中心として、公平かつ適正な臓器あっせん体制を整備するとともに、移植医療に関する普及啓発を行い、臓器移植の円滑な推進を図ってきたところである。

臓器移植法については、平成22年7月17日に改正法が全面施行され、本人意思が不明な場合であっても、家族の同意により脳死判定・臓器提供が可能となり、また、15歳未満の者からの臓器提供の途が開かれた。

（1）臓器移植の実施状況について

平成23年1月27日現在、臓器移植法に基づく脳死下での臓器提供は全国で118例行われている。

平成21年度の脳死下での臓器提供は5例で、移植実施件数は、脳死下及び心臓停止下における提供を合わせて、

- ・心臓は5名の提供者から5件の移植
- ・肺は5名の提供者から8件の移植
- ・肝臓は4名の提供者から4件の移植
- ・腎臓は83名の提供者から146件の移植
- ・膵臓は5名の提供者から5件の移植
- ・小腸は2名の提供者から2件の移植
- ・眼球（角膜）は962名の提供者から1,627件の移植

である。

また、平成23年1月4日現在、移植希望登録者数は心臓162名、肺146名、肝臓292名、腎臓12,089名、膵臓174名、小腸4名、眼球（角膜）2,600名（平成22年12月31日現在）となっている。

（2）移植医療の普及啓発について

ア 今回の法律改正により、運転免許証及び医療保険被保険者証に臓器提供意思表示欄を設ける等国及び地方公共団体が移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとされた。また、臓器提供の意思に併せて、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示を行うことが可能となった。こうしたことから、これまで以上に、一人ひとりが、臓器提供する／しないにかかわらず、意思を表示することが重要となり、意思表示方法の更なる普及が大きな課題となっている。

厚生労働省では、社団法人日本臓器移植ネットワークと連携しながら、①臓器提供に関する意思がより確実に確認されるようにすることを目的とした「臓器提供意思登録システム」の運用、②臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書き

と「臓器提供意思表示カード（又はシール）」が一体となったリーフレットの作成・配布、③運転免許証や健康保険証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられたことの周知など、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境の整備を図っている。

各都道府県におかれても、管轄下の市町村等（国民健康保険）や健康保険組合における医療保険の被保険者証のカード化及び被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、これらの意思表示方法の普及及び周知について一層の御協力をお願いしたい。

なお、親族へ臓器を優先的に提供する意思や臓器を提供しない意思は、臓器提供意思登録システムによる登録を推進している。臓器提供意思登録システムは、携帯電話でQRコードを読み込んで登録することが可能であり、その普及にも配慮いただきたい。

臓器移植に関する情報については、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/index.html）、社団法人日本臓器移植ネットワークホームページ（<http://www.jotnw.or.jp>）又は、日本アイバンク協会ホームページ（<http://www.j-eyebook.or.jp>）に掲載しているので、これらを参照されたい。

イ 移植医療に関する広報については、各地方公共団体においても各種の活動に御尽力いただいているところであるが、国民への移植医療の理解を深めていくことは国及び地方公共団体の責務であることが法律上も明文化されており（同法第3条）、今回の法律改正においても、新たな条項が設けられ（法第17条の2）、更なる取組が求められているところである。これらを踏まえ、厚生労働省では、政府広報を活用した新聞・雑誌広告・動画サイトを用いた広報、厚生労働省ホームページへの臓器移植に関する情報の掲載などを通じて、移植医療に関する普及啓発に努めているところである。各都道府県におかれても、引き続き移植医療に関する普及啓発に御尽力いただきたい。

また、毎年10月を「臓器移植普及推進月間」として、全国一斉に移植医療の普及啓発活動を行っているところである。平成22年度においては平成22年10月3日に熊本県熊本市で全国大会が開催された。平成23年度は、10月22日に長野県で全国大会を開催する予定である。各都道府県におかれても、地域の実情に応じた普及啓発活動にご協力をお願いしたい。

なお、平成16年度より、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的とした中学生向けのパンフレットを作成し、当室から各中学校の中学生全員及び各教育委員会等への配布を行ってきたところであるが、法改正に伴い、小児からの脳死下での臓器提供が可能となったことから、平成22年度においては、対象を広げ、中学生全学年に配布することとしているので、生徒への配布や活用が円滑に行われるよう御配慮願いたい。

また、親族への優先提供については、優先提供できる親族の範囲限定や自殺者か

らの提供禁止等の制限があるところであり、リーフレット等を事前に読んだ上で意思表示を行っていただくことが大切であるため、引き続きその旨の周知をお願いしたい。

(3) 臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について

ア 脳死下での臓器提供については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」において提供可能な施設を限定している。平成22年9月30日現在、大学付属病院、救命救急センター等ガイドライン上の5類型に該当する施設は492施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は344施設、さらに18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は65施設である。

心停止下での腎臓・眼球（角膜）提供については、提供可能な施設についての限定はないため、上記以外の施設からの提供も可能となっている。

イ 法改正により、本人の意思表示が不明な場合にも家族承諾による臓器提供が可能となったこと等から、改正法施行以降、臓器提供が増加傾向にあり、医療機関等における体制強化の支援やドナーファミリーの心理的ケアに的確に対応できるようコーディネーター等のあっせん業務従事者の増員を図るなどあっせん体制の拡充を取り組んでいる。具体的には、平成22年度においては（社）日本臓器移植ネットワークのコーディネーターを増員し、また、平成23年度予算案においては、臓器提供施設の医療従事者やコーディネーターに対する研修の充実を図るために予算を計上しているところである。

また、各都道府県の臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年度より各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から一般財源化されたところであるが、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」（平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知）により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしてきたところである。今般の法改正の趣旨も踏まえ、引き続き、都道府県コーディネーターが、関係医療機関と日常的に連携を取りつつ、地域の実情に応じた普及啓発活動を行い、臓器提供のための体制を整えていただくとともに、心停止下での腎臓提供も含め、臓器提供にご協力いただいている施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する一層の理解及び協力が得られるよう、よろしくお願いしたい。

さらに、臓器提供発生時においては、都道府県コーディネーターが（社）日本臓器移植ネットワークと連携して臓器提供に関する情報交換や連絡調整等の業務を行っていただくようお願いしているところである。地域において臓器移植の普

及定着を図る都道府県臓器移植コーディネーターの役割は重要と考えており、ネットワークと連携して行う業務に係る経費については、県境を跨ぐ場合も含め、ネットワークから活動費として支払っているところであり、平成23年度予算案においても引き続き（社）日本臓器移植ネットワークへの補助対象事業としているところであるので、当該活動に対し、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

ウ 今回、新たに平成23年度予算案に約7百万円の臓器提供施設への支援事業として、「院内体制整備支援事業」を（社）日本臓器移植ネットワークの補助事業として計上しているが、本事業は、一定の要件が整う施設を各地方ブロック概ね1カ所（全国計6カ所）選定し、施設内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターや日本臓器移植ネットワークコーディネーター、地方公共団体等の関係者との機能的な連携の下で院内体制を構築することを支援する事業を考えている。今後、具体的な対象施設の選定などを取り決めることとなるが、選定された施設の地方自治体におかれても協力いただくようよろしくお願いしたい。

2. 造血幹細胞移植対策について

（1）骨髓移植対策について

ア 白血病や重症再生不良性貧血等の血液疾患に有効な治療法である骨髓移植の推進を図るため、平成3年12月から骨髓バンク事業を実施している。平成22年12月末における骨髓バンクドナー登録者数は37万6千人を超え、骨髓バンクを介して行われた移植件数は1万2千件を超えたところである。関係者の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げたい。（ドナー登録者数等の詳細については、骨髓移植推進財団ホームページ（<http://www.jmdp.or.jp>）を参照されたい。）

骨髓バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は、95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達したが、移植を希望し骨髓バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっており、今なお多くの患者が移植を待ち望んでいる状況である。同事業を円滑に推進するためにはドナー登録者の確保が依然として最重要課題となっている。各都道府県におかれても、従来より普及啓発活動等により同事業の推進にご協力いただいているところではあるが、骨髓バンク事業が20周年を迎える平成23年度は、骨髓バンク推進月間（毎年10月）での取り組みに加え一層の普及啓発等に御協力願いたい。

イ また、平成22年8月の厚生科学審議会造血幹細胞移植委員会において、白血病等に有効な治療法の一つである末梢血幹細胞移植を骨髓バンク事業の一環として実施することとされたことを踏まえ、平成22年10月より末梢血幹細胞移植の段階的な実施が始まったところである。

末梢血幹細胞移植の導入に伴い、「骨髓又は末梢血幹細胞の提供希望登録者の

登録受付業務等について（協力依頼）」（平成22年12月10日付け健臓発1210第1号臓器移植対策室長通知）により、平成23年1月からドナー登録要件を一部変更するとともに、「『骨髄バンク集団登録事業実施要綱』の改正について」（平成23年1月11日付け健臓発0111第1号臓器移植対策室長通知）によりドナー登録受付業務の実施手順等を見直したので、これにご留意の上、今後は末梢血幹細胞の提供も見据えたドナー登録者の募集及び登録受付業務を実施していただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、末梢血幹細胞移植の導入に伴いパンフレット「チャンス」等の内容を見直したところであり、是非御活用いただき、一人でも多くの方に骨髄や末梢血幹細胞の移植の機会を提供できるよう引き続き一層の普及啓発に御尽力願いたい。

（2）さい帯血移植対策について

さい帯血移植とは、分娩後、通常は廃棄されていた胎盤及びへその緒に含まれているさい帯血を採取し、その中に含まれている造血幹細胞を移植して、造血機能を再生させる方法であり、白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の有効な治療法として行われている。我が国では日本さい帯血バンクネットワークに加入しているさい帯血バンクを介した非血縁者間移植は平成22年12月末に7千件を超えたところである。この移植は産後のさい帯と胎盤から造血幹細胞を含むさい帯血を採取するため、提供者（ドナー）への負担がなく、保存が出来るため、必要とする患者に必要なときに移植できる等の利点を有している。

現在、日本さい帯血バンクネットワークにおいて、各バンクの品質管理基準など各種基準や手順の統一化、保存さい帯血の品質向上、各バンクが業務効率を高め運営の安定を図るための方策等について検討を行っており、厚生労働省では、その議論の結果等を踏まえ、必要な支援を行っていく方針である。

各都道府県におかれては、一人でも多くの方にさい帯血移植の機会を提供できるよう普及啓発等に御協力願いたい。

なお、さい帯血保存個数等の詳細については、日本さい帯血バンクネットワークホームページ（<http://www.j-cord.gr.jp>）を参照されたい。

3. その他連絡事項

臓器移植対策室関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	主催：厚生労働省 都道府県、(社)日本臓器移植ネットワーク他	平成23年 10月1日～31日	全 国
第13回臓器移植推進全国大会	主催：厚生労働省 開催都道府県他	平成23年 10月22日	長野県
骨髓バンク推進月間	主催：厚生労働省 都道府県、 保健所設置市、 特別区 (財)骨髓移植推進 財團他	平成23年 10月1日～31日	全 国

参 考 资 料

参考資料目次

1. 平成23年度臓器移植対策室関係予算（案）の概要	資-1
2. 臓器移植対策	
(1) 改正法施行後の脳死下での臓器提供事例について（平成23年1月27日現在）	資-3
(2) 脳死下での臓器提供の実施状況について	資-4
(3) 臓器提供施設に対する支援策	資-5
(4) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数の推移／移植希望登録者数	資-7
(5) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数	資-8
(6) 全国アイバンク（眼球銀行）一覧表	資-9
(7) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について（抄）	資-10
(8) 平成22年度臓器移植推進国民大会でのアンケート実施結果の概要	資-11
3. 造血幹細胞移植対策	
(1) 造血幹細胞移植の現状	資-13
(2) 都道府県別ドナー登録者数・骨髓移植希望登録者数・県内充足率等	資-14
(3) 都道府県別ドナー登録会開催状況等	資-15
(4) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況	資-16
4. 臓器移植対策室所管特例民法法人一覧	資-17

1. 平成23年度臓器移植対策室関係予算(案)の概要

(単位:千円)

	平成22年度 予 算	平成23年度 予 算(案)	対 前 年 増△減額	主な増減要因
(項)移植医療推進費	2,590,185	2,532,345	△ 57,840	
移植対策費	48,954	39,790	△ 9,164	
移植対策事業費	2,541,231	2,492,555	△ 48,676	
(目)移植対策事業費補助金	2,541,231	2,492,555	△ 48,676	
骨髓データバンク登録費	692,858	679,427	△ 13,431	補助先:日本赤十字社(10/10)
さい帯血移植対策事業費	611,383	641,766	30,383	補助先:日本赤十字社(10/10) ・さい帯血保存管理業務費 612,557 ③ 増 さい帯血の採取及び検査体制の強化 434,640 ・さい帯血情報管理経費 27,744 ・さい帯血ハシネットワーク運営会議費 1,465
臓器移植対策事業費	807,778	719,374	△ 88,404	補助先:(社)日本臓器移植ネットワーク(1/2, 10/10) ・あっせん業務関係事業費 393,080 ・あっせん事業体制整備費 298,906 ③ 改 意思表示の環境整備 146,535 ③ 改 コーディネートの充実 32,843 ④ 新 提供施設への支援 7,398 ・普及啓発事業費 17,382 ・運営管理費等経費 10,006
骨髓移植対策事業費	429,212	451,988	22,776	補助先:(財)骨髓移植推進財団(1/2, 10/10) ・あっせん業務関係事業費 355,069 ③ 改 コーディネートシステムの改修 67,053 ・あっせん事業体制整備費 13,900 ④ 新 連絡調整者研修の実施 868 ④ 新 検体保存事業の実施 7,404 ・普及啓発事業費 83,019 ③ 改 ドナー募集広告の強化 10,500
(目)保健衛生施設等設備整備費	—	—	—	<健康局総務課指導調査室計上> ・アイバンク設備 メニュー ・さい帯血バンク設備 ・組織バンク設備
臓器移植対策室合計	2,590,185	2,532,345	△ 57,840	

平成23年度移植対策関係予算(案)の概要

臓器移植対策室

1. 臓器移植対策

23年度予算(案) 22年度予算額
759百万円 (857百万円)

<概要>

	千円	千円
(1) 臓器移植対策事業費(日本臓器移植ネットワーク)	719,374(807,778)	
・あっせん業務関係事業費	393,080(441,153)	
・あっせん事業体制整備費	298,906(319,253)	
改 意思表示の環境整備	146,535(135,337)	
改 コーディネートの充実	32,843(24,785)	
新 提供施設への支援	7,398(0)	
・普及啓発事業費	17,382(37,366)	
・運営管理費等経費	10,006(10,006)	
(2) 移植対策費	39,790(48,954)	
(3) 保健衛生施設等設備整備費(健康局総務課計上) (アイバンク設備、組織バンク設備)		
(4) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金(医政局指導課計上) (腎移植施設、肝移植施設、HLA検査センター設備)		

2. 造血幹細胞移植対策

1,773百万円 (1,733百万円)

I. 骨髄移植対策

<概要>

	1,131百万円 (1,122百万円)	
(1) 骨髄移植対策事業費(骨髄移植推進財団)	451,988(429,212)	
・あっせん業務関係事業費	355,069(341,814)	
改 コーディネートシステムの改修	67,053(48,083)	
・あっせん事業体制整備費	13,900(5,208)	
新 連絡調整者研修の実施	868(0)	
新 検体保存事業の実施	7,404(0)	
・普及啓発事業費	83,019(82,190)	
改 ドナー募集広告の強化	10,500(5,250)	
(2) 骨髄データバンク登録費(日本赤十字社)	679,427(692,858)	
(3) 医療提供体制施設整備交付金(医政局指導課計上) (特殊病室施設)		

II. さい帯血移植対策

<概要>

	642百万円 (611百万円)	
(1) さい帯血移植対策事業費(日本赤十字社)	641,766(611,383)	
・さい帯血保存管理業務費	612,557(582,026)	
増 さい帯血の採取及び検査体制の強化	434,640(402,347)	
・さい帯血情報管理経費	27,744(27,892)	
・日本さい帯血バンクネットワーク運営会議費	1,465(1,465)	
(2) 保健衛生施設等設備整備費(健康局総務課計上) (さい帯血バンク設備)		

2-(1)改正法施行後の脳死下での臓器提供事例について(平成23年1月27日現在)

脳死判定事例 (提供事例)	提供日	原疾患	提供施設	寄附 による 意思表示	心臓	肺	肝臓	脾臓	腎臓	小腸	眼球	
第88例目 (第87例目)	平成22年 8月10日	20代 男性 交通外傷	関東甲信越	なし	国立循環 器病研究 センター	岡山大 (両肺)	東大	一	藤田保健衛生大 (脇腎同時)	群馬大	一	東京歯科 東京歯科 大学市川 大学市川 総合病院 総合病院
第89例目 (第88例目)	平成22年 8月19日	男性	近畿	なし	東大	阪大 (両肺)	京大	一	名古屋第二赤十字 (脇腎同時)	神戸大	一	一 一
第90例目 (第89例目)	平成22年 8月22日	50代 女性 脳血管障害	東海	なし	東北大	東北大 (両肺)	阪大	一	名古屋第二赤十字 (脇腎同時)	藤田保健 衛生大	一	名古屋大 藤田保健 衛生大
第91例目 (第90例目)	平成22年 8月27日	40代 女性 くも膜下出血	松山赤十字 病院	あり	一	一	北海道大	一	東京女子医大 (脇腎同時)	愛媛県立 中央病院	一	愛媛大 愛媛大
第92例目 (第91例目)	平成22年 8月29日	40代 男性 蘇生後脳症	関東甲信越	なし	一	京大 京大	国立成育 医療研究 センター	京大	九州大 (脇腎同時)	千葉大	東北大	東京歯科 東京歯科 大学市川 大学市川 総合病院 総合病院
第93例目 (第92例目)	平成22年 9月2日	40代 女性 くも膜下出血	北部九州	なし	国立循環 器病研究 センター	東北大 (両肺)	名古屋大	一	東京女子医大 長崎医療 センター	東北大	一	一 一
第94例目 (第93例目)	平成22年 9月4日	成人 男性 頭部外傷	東北	なし	東京女子 医大	岡山大 京大	名古屋大	一	藤田保健 衛生大 福島県立 医大 福島県立 医大	九州大	一	一 一
第95例目 (第94例目)	平成22年 9月7日	成人 男性 蘇生後脳症	関東甲信越	なし	国立循環 器病研究 センター	一	北海道大	一	東京女子医大 (脇腎同時)	長野 赤十字	一	長野 赤十字 長野 赤十字
第96例目 (第95例目)	平成22年 9月12日	40代 男性 心疾患	市立札幌 病院	なし	一	岡山大 (両肺)	東大	一	藤田保健衛生大 (脇腎同時)	市立札幌	一	一 一
第97例目 (第96例目)	平成22年 9月18日	30代 男性	近畿	なし	国立循環 器病研究 センター	一	京大 岡山大	一	阪大 (脇腎同時)	近江八幡 市立総合 医療センター	一	一 一
第98例目 (第97例目)	平成22年 9月25日	70代 男性 脳幹梗塞	北部九州	なし	一	一	一	一	熊本 赤十字	一	一	一 一
第99例目 (第98例目)	平成22年 9月27日	50代 男性 脳血管障害	北海道	なし	埼玉医科 大学国際 医療センター	東北大 福岡大	京大	一	北海道大 市立札幌	一	一	一 一
第100例目 (第99例目)	平成22年 9月30日	50代 女性 くも膜下出血	市立札幌 病院	なし	阪大	東北大	京大	一	東北大 (脇腎同時)	札幌北徳	一	一 一
第101例目 (第100例目)	平成22年 9月30日	30代 男性 蘇生後脳症	東北大学 病院	なし	国立循環 器病研究 センター	一	京大	一	阪大 (脇腎同時)	仙台 社会保険	一	東北大 東北大
第102例目 (第101例目)	平成22年 10月3日	70代 女性 脳出血	関東	なし	一	一	岡山大	一	東邦大 医療センター 大森病院	東京女子 医大	一	一 一
第103例目 (第102例目)	平成22年 10月13日	78歳以上 男性 脳血管障害	西日本	なし	一	一	阪大	一	東京女子医大 (脇腎同時)	日赤 和歌山 医療センター	一	一 一
第104例目 (第103例目)	平成22年 11月3日	30代 女性 くも膜下出血	九州大学 病院	なし	阪大	岡山大 (両肺)	広島大	一	藤田保健衛生大 (脇腎同時)	福岡 赤十字	一	一 一
第105例目 (第104例目)	平成22年 11月21日	50代 男性 脳血管疾患	高崎赤十字 病院	なし	東大	福岡大 (左肺)	東大	一	静岡県立 総合病院	岐阜大	一	岐阜大 杉田病院
第106例目 (第105例目)	平成22年 11月26日	60代 男性 低酸素脳症	福山市民 病院	なし	阪大	岡山大 (両肺)	一	一	県立広島	岡山医療 センター	一	広島大 木村眼科 内科病院
第107例目 (第106例目)	平成22年 11月26日	60代 女性 脳血管障害	札幌医科大学 附属病院	なし	一	長崎大 東北大	国立成育 医療研究 センター	一	東北大 (脇腎同時)	市立札幌	一	一 一
第108例目 (第107例目)	平成22年 12月2日	40代 男性 脳血管障害	関東	なし	東大	京大 (左肺)	順天堂大 医 学部附属 天王寺医院	一	国立病院機構 千葉東	東京女子 医大	一	一 一
第109例目 (第108例目)	平成22年 12月4日	30代 女性 脳血管障害	九州大学 病院	なし	阪大	阪大 福岡大	一	一	藤田保健衛生大 (脇腎同時)	九州大	一	一 一
第110例目 (第109例目)	平成22年 12月10日	60代 女性 くも膜下出血	大阪市立総 合医療セン ター	なし	一	一	岡山大	一	国立病院機構 千葉東	大阪市立 大	一	一 一
第111例目 (第110例目)	平成22年 12月13日	60代 女性 脳血管障害	国立病院機 構長崎医療 センター	なし	東大	一	広島大	一	九州大 (脇腎同時)	長崎大	一	一 一
第112例目 (第111例目)	平成22年 12月17日	18歳以上 男性 脳血管障害	北海道	なし	一	一	信州大	一	一	一	一	北海道大 札幌 医大
第113例目 (第112例目)	平成22年 12月18日	30代 男性 くも膜下出血	岐阜県総合 医療セン ター	なし	東大	一	名古屋大	一	京都府立 医科大	岐阜大	一	一 一
第114例目 (第113例目)	平成22年 12月18日	30代 男性 脳血管障害	関東	なし	阪大	一	京大	一	香川大 (脇腎同時)	北里大	一	一 一
第115例目 (第114例目)	平成22年 12月25日	成人 男性 脳血管障害	藤田保健衛 生大学病院	なし	九州大	京大 (両肺)	阪大	一	東京女子医大 (脇腎同時)	藤田保健 衛生大	一	坂文種報 坂文種報 徳会病院 徳会病院
第116例目 (第115例目)	平成22年 12月29日	50代 男性 気管支喘息による 死滅状況	大阪市立大 学医学部附 属病院	なし	東大	一	北海道大	一	千葉東 (脇腎同時)	関西医科 大附属 枚方病院	一	福岡大 関西労災 病院
第117例目 (第116例目)	平成23年 1月2日	20代 女性 頭部外傷	福井大学医 学部附属病 院	なし	東京女子 医大	岡山大 (両肺)	広島大	一	神戸大 (脇腎同時)	福井大	一	一 一
第118例目 (第117例目)	平成23年 1月14日	50代 男性 心筋梗塞、蘇 生後脳症	旭川医科大 学病院	なし	一	一	北海道大	一	一	北海道大 市立札幌	一	旭川医科大 旭川医科 大
第119例目 (第118例目)	平成23年 1月27日	30代 男性 くも膜下出血	前橋赤十字 病院	あり	阪大	阪大 京大	京大	国立成育 医療研究 センター	北海道大 (脇腎同時)	群馬大	一	一 一

2-(2) 脳死下での臓器提供の実施状況について

1. 臓器移植法施行後(平成9年10月16日)から、平成23年1月27日までの状況

脳死判定事例 …… 119例
うち、臓器提供事例 …… 118例(注)

(注) 第8例目については、法的脳死判定が行われ法的に脳死と判定されたが、医学的理由により、臓器の摘出が行われなかつたため、臓器提供者数には含まれていない。

2. 各臓器毎の実施状況と移植希望登録者数

	臓器提供者数(注1)		移植実施件数(注1)		移植希望登録者数(注2)
	うち脳死下		うち脳死下		
心臓	5名 (90名)	5名 (90名)	5件 (90件)	5件 ※1(90件)	162名
肺	5名 (72名)	5名 (72名)	8件 (88件)	8件 ※1(88件)	146名
肝臓	4名 (89名)	4名 (89名)	4件 (95件)	4件 (95件)	292名
腎臓	83名 (1, 210名)	5名 (106名)	146件 (2, 227件)	7件 (209件)	12, 089名
膵臓	5名 (86名)	5名 (84名)	5件 (86件)	5件 (84件)	174名
小腸	2名 (9名)	2名 (9名)	2件 (9件)	2件 (9件)	4名
眼球(角膜)	962名 (12, 719名)	3名 (43名)	1, 627件 (20, 653件)	6件 (85件)	2, 600名

(注1) 数字は、平成21年度の実績。ただし括弧内は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から平成22年12月31日までの累計。

(注2) 移植希望登録者数は平成23年1月4日(眼球(角膜))については平成22年12月31日まで)現在数。

※1 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心臓と肺を同じ方に同時に移植した事例は、累計で1件(平成20年度(脳死下のみ))。

※2 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵臓と腎臓を同じ方に同時に移植した事例は、平成21年度で5件(脳死下のみ)、累計で72件(うち脳死下は70件)。

2-(3)臓器提供施設に対する支援策

1 臓器移植(臓器採取)に関する保険適用

(1) 臓器移植が行われた場合、(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の定める基準に基づき、臓器採取に係る技術料(下記参照)の一部(基本的には半額)が臓器提供施設に、ネットワークを通じて支払われる。

〈臓器採取に係る技術料についての保険適用状況〉(平成22年度)

(心臓)	移植用心採取術	61,200点
(肺)	移植用肺採取術(死体)	61,700点
(心肺同時)	移植用心肺採取術	92,020点
(肝臓)	移植用肝採取術(死体)	85,200点
(膵臓)	移植用膵採取術(死体)	48,700点
(膵腎同時)	移植用膵腎採取術(死体)	82,580点
(腎臓)	移植用腎採取術(死体)	41,900点

(2) 脳死臓器提供管理料 (レシピエント1人につき) 14,200点

一 臓器提供施設における脳死判定、脳死判定後の医学管理等にかかる費用として、平成18年度より新設。

臓器の移植に関する法律に規定する脳死判定並びに判定後の脳死した者の身体への処置、検査、医学的管理、看護、薬剤及び材料の使用、採取対象臓器の評価並びに脳死した者の身体から臓器を採取する際の術中全身管理に係る費用等。

→ ネットワークの定める基準に基づき、一回の脳死臓器提供について一律64万円が臓器提供施設に、ネットワークを通じて支払われる。

(参考)

臓器提供施設への費用配分額(平成22年8月10日～平成22年12月29日)

- ・ 脳死臓器提供：29例
- ・ 臓器移植者：130人(1～8人/1事例)
- ・ 平均2,602,787円(1,177,600円～4,269,520円)
(ネットワーク調べ)

2 臨器移植対策に係る国庫補助により行っている支援(臓器提供施設への支援に係るもの)

- (1) ネットワークによる臓器提供施設への支援（上限額 200 万円）（脳死下臓器提供関連費用交付金）
 - ・ 報道機関への対応に係る費用（例 事務職員の時間外手当）
 - ・ 情報公開に係る費用（例 院外で記者会見を行った場合の会場費）
 - ・ 臨器あっせん業務と密接に関連する業務に係る費用（例 家族へ用意した個室の使用料）
- (2) 都道府県コーディネーター、ネットワークのコーディネーター等により、個々の提供施設において、院内勉強会の開催、院内マニュアルの作成、臓器提供シミュレーションの実施などの協力・働きかけの実施（院内コーディネーターと共同作業）
※なお、従来の支援事業とは別に、平成23年度予算案においては、新規に「院内体制整備支援事業」として、各地方ブロック概ね1カ所（全国計6カ所）を選定し、各関係者間の連携の下で院内体制の構築を支援することとしている。
- (3) ネットワークによる臓器提供施設の医療関係者向け脳死患者対応セミナーの実施
- (4) ネットワークによる脳死判定・選択肢の提示のテキスト作成・配布

3 関係学会の協力による臓器提供施設への支援

関係学会及びネットワークの協力により、臓器提供施設での法的脳死判定に係る専門医の医学的アドバイスなどの支援が実施されている。

2-(4)都道府県別の腎臓提供件数と移植件数の推移／移植希望登録者数

ブロック	都道府県	2002年		2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2002年1月10日～ 2010年12月31日 ※1			
		提供 件数	移植 件数	2002年1月10日～ 2010年12月31日 ※1																			
北海道	1 北海道	1	1			6	7	8	14	6	12	7	10	10	18	5	9	15	24	59	94	519	
東北	2 青森	2	3	1	1							1	1					1	0	0	4	6	672
	3 岩手	1	1				1	1					1					1	2	3	5		
	4 宮城		1	2	1	4		2		2	6	1	2		1	1	2	2	6	7	26		
	5 秋田				1	2	1	2	1	3		1						0	0	3	8		
	6 山形			1	1	1										1	1	0	0	2	3		
	7 福島		1		3	5	1		3	3	1		2	3			1	2	12	13			
	8 茨城	3	4			1	3		1	1	3		1			3	5	1	5	9	22	4,607	
関東甲信越	9 栃木	1	1	1	1	1		1				1	2	1	2	1	2	0	1	5	11		
	10 群馬	1			1	3	1	1	2	3	3	5	2	2	1	2	1	1	12	17			
	11 埼玉	3	5	2	2	3	5	2	2	4	6	1		1	1	5	7	1	1	22	29		
	12 千葉	2	3	2	1	4	7	5	8	7	14	3	5	6	12	2	6	7	13	38	69		
	13 東京	4	15	6	21	8	18	9	22	7	15	13	18	19	37	14	26	10	27	90	199		
	14 神奈川	6	13	5	6	7	13	6	8	8	13	9	16	7	14	7	11	9	14	64	108		
	15 新潟	2	2	4	6	7		1	8	12	2	5		1	5	10	4	2	27	44			
	16 山梨	2	1	1		1	1							1			0	0	5	2			
	17 長野	1	1	2	3			2	1	1	1	2	2	1	2	2	2	12	14				
	18 富山	1	2	3	3		1	1	3	1	1			1	3	2	5	2	4	11	22	2,336	
	19 石川		2	2	1	4	2	5	2	2	1	2			2	2	1	2	11	19			
	20 福井	1	2	2	1	3	2	1		3		1		1			1	0	13	5			
	21 岐阜	2	4		1		3	5	1	3	2	4		1	1	1	2	2	11	21			
	22 静岡	4	7	5	12	5	7	4	6	9	14	1	2	7	14	3	6	2	5	40	73		
	23 愛知	8	16	8	14	15	29	7	14	11	20	10	21	14	29	16	31	15	32	104	206		
	24 三重	1	3	1	1		1	2	3				1	2	2		0	0	6	11			1,827
近畿	25 滋賀											1	1	1			1	2	3	3			
	26 京都		1			4	4	1	2	1	3	1	3		1	1	2	1	1	9	17		
	27 大阪	2	3	1	6	3	10	2	3	2	8	1	5	1	8	2	9	6	11	20	63		
	28 兵庫	2	4	7	13	3	7	7	11	2	7	11	21	2	5	4	7	4	10	42	85		
	29 奈良	1	2		1	1	3	1	2		1	3	5	1	2	1	1	0	0	8	17		
	30 和歌山	1	1	3	1	4	3	1	1	6	6		4	3	2	2	3	1	24	18			956
中国四国	31 鳥取			1	1												0	0	1	1			
	32 島根				1		1						1				0	1	1	3			
	33 岡山	2	5	1	3			2	3	1	1		1		2		1	1	5	7	21		
	34 広島	1	4	4	6		1	2	4				2	4	1	3	2	2	12	24			
	35 山口				1	1					2	1	1	2		0	0	4	4				
	36 徳島	2	3		1	1	2			1	1	1		1	1		2	2	7	11			
	37 香川	2	2	2	1	1	1			2	2	2	2	3	6	1	2	2	4	15	20		
	38 愛媛	1	2				1	1			2	3	1	2		1	1	2	6	11			
	39 高知				1	1	1	2		1	2			1	1	1	1	0	0	6	6		
九州沖縄	40 福岡	3	9	4	11	5	11	7	18	9	24	13	25	9	18	10	15	6	7	66	138	1,172	
	41 佐賀				1		1	1	1				2		0	0	4	2					
	42 長崎	1	2	5	6	1	2	4	4	2	2	3	4	2	5	3	5	3	2	24	32		
	43 熊本			2	3			3		2	1	4			1	0	6	3	19				
	44 大分	1	1	1	2					1		1		1	2	0	0	3	7				
	45 宮崎					2	3	3	3	1		1		1	1	1	1	1	9	7			
	46 鹿児島				1	2				1	2			1	2	2	1	5	7				
	47 沖縄	1	1	1	2	1	1	2	5	2	4	3	9	4	8	3	6	1	6	18	42		
合計		64	124	77	136	94	173	90	160	110	197	105	187	109	210	105	189	113	209	867	1,585	12,089	

※1 2002年1月10日～

現行腎臓移植レシピエント選択基準の適用期間

2-(5)アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H22.12末)
	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	
(財)北海道アイバンク	22	8	43	18	35
特定非営利法人 旭川医大アイバンク	5	6	40	56	35
(財)弘前大学アイバンク	4	2	7	4	49
岩手医科大学眼球銀行	22	24	36	46	42
(財)東北大学アイバンク	9	10	16	21	66
(財)あきた移植医療協会	2	2	4	4	7
(財)山形県アイバンク	2	6	1	11	26
(財)福島県アイバンク	4	9	7	13	54
(財)茨城県アイバンク	24	22	41	40	13
(財)栃木県アイバンク	33	33	53	51	44
(財)群馬県アイバンク	26	10	31	18	40
(財)埼玉県腎・アイバンク協会	17	17	32	29	7
(財)千葉県アイバンク協会	9	8	13	12	32
角膜センター・アイバンク	65	58	109	106	44
順天堂大学アイ・バンク	25	23	39	34	213
慶應大学眼球銀行	23	22	46	54	48
社会福祉法人読売光と愛の事業団眼球銀行	31	29	55	57	97
杏林アイバンク	1	8	4	15	5
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	49	45	85	85	58
(財)山梨県アイバンク	10	7	12	14	18
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	30	21	45	37	2
(財)新潟県臓器移植推進財団	7	16	14	26	72
(公財)富山県アイバンク	23	11	28	29	8
(公財)石川県アイバンク	7	8	12	16	32
(財)福井県アイバンク	9	14	20	26	59
(財)岐阜県ジン・アイバンク協会	8	8	9	12	3
(財)静岡県アイバンク	162	121	232	160	146
(財)愛知県眼衛生協会	146	158	227	241	127
(財)三重県角膜・腎臓バンク協会	3	0	6	0	10
(財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	7	2	11	5	0
京都府立医科大学附属病院眼球銀行	17	21	20	26	163
(公財)体質研究会アイバンク	0	8	0	8	7
(財)大阪アイバンク	38	51	54	82	107
(財)兵庫アイバンク	19	21	37	39	91
(財)奈良県アイバンク	3	5	6	6	43
(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	0	4	0	8	5
(財)恵仁会鳥取大学眼球銀行	6	0	8	0	24
(財)島根難病研究所しまねまごころバンク	2	5	4	5	7
(財)岡山県アイバンク	5	4	9	8	37
(財)ひろしまドナーバンク	32	32	50	49	152
(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	7	9	14	7	6
(財)徳島アイバンク	3	3	28	32	139
(財)香川県アイバンク	2	4	4	7	17
(財)愛媛アイバンク	6	4	10	9	43
特定非営利法人高知アイバンク	3	2	4	4	32
(財)福岡県医師会眼球銀行	13	7	16	11	81
久留米大学眼球銀行	4	1	4	2	13
(財)佐賀県アイバンク協会	3	2	2	4	9
(財)長崎アイバンク	37	47	40	49	17
(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	5	5	14	11	122
(財)大分県アイバンク協会	4	6	8	9	23
(財)宮崎県アイバンク協会	6	4	7	9	36
(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	0	2	0	2	9
(財)沖縄県アイバンク協会	10	6	17	9	25
計	1,010	961	1,634	1,636	2,600

2-(6) 全国アイバンク(眼球銀行)一覧表

(平成22年12月現在)

No	アイバンク名	〒	所 在 地	T E L	F A X
	(財)日本アイバンク協会	101-0054	千代田区神田錦町2-2 武内ビル4F	03-3293-6616	03-3293-5140
1	(財)北海道アイバンク	060-8543	札幌市中央区南一条西16 札幌医科大学附属病院眼科内	011-611-1189	同左
2	(特)旭川医大アイバンク	078-8233	旭川市豊岡3条2-21 SICビル	0166-35-8000	0166-32-5888
3	(財)弘前大学アイバンク	036-8563	弘前市本町53 弘前大学医学部附属病院内	0172-39-5095	0172-37-5735
4	岩手医大眼球銀行	020-8505	盛岡市内丸19-1 岩手医科大学附属病院事務部医務課内	019-651-5111	019-651-6606
5	(財)東北大学アイバンク	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1 東北大学医学部眼科学教室内	022-717-7294	022-717-7298
6	(財)あきた移植医療協会	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター5F	018-832-9555	018-832-9557
7	(財)山形県アイバンク	990-9585	山形市飯田西2-2-2 山形大学医学部附属病院内	023-628-5963	023-628-5971
8	(財)福島県アイバンク	960-8550	福島市方木田字水戸内19-6 (財)福島県保健衛生協会	024-546-0401	024-546-2058
9	(財)茨城県アイバンク	310-0063	水戸市五軒町2-2-11 小沢眼科内科病院 五軒町診療所内	029-224-7007	029-224-7071
10	(財)栃木県アイバンク	320-0063	宇都宮市陽西町1-37 護国会館内	028-632-9919	028-624-0096
11	(財)群馬県アイバンク	371-0026	前橋市大手町3-9-16	027-237-5008	027-237-5009
12	(財)埼玉県腎・アイバンク協会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 県民健康センター内3F	048-832-3300	048-832-3309
13	(財)千葉県アイバンク協会	260-8670	千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学医学部眼科教室内	043-222-6803	043-227-1810
14	角膜センター・アイバンク	272-0824	市川市菅野5-11-13 東京歯科大学市川総合病院内	047-324-1010	047-324-8590
15	順天堂アイバンク	113-8431	文京区本郷3-1-3 順天堂大学医学部内	03-3813-3111	03-5802-1144
16	慶大眼球銀行	160-8582	新宿区信濃町35 慶應義塾大学医学部内	03-3353-1211	03-5363-3639
17	(社福)読売光と愛の事業団眼球銀行	100-8055	千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社内	03-3216-4921	03-6226-7635
18	杏林アイバンク	181-8611	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	0422-46-9309
19	(公財)かながわ健康財団	231-0037	横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館5階	045-242-3961	045-242-2939
20	(財)山梨県アイバンク	409-3898	山梨県中央市下河東1110 山梨大学医学部内	055-273-6776	055-273-6857
21	(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	380-0928	長野市若里5-22-1 長野赤十字病院内	026-226-1516	026-226-1636
22	(財)新潟県臓器移植推進財団	950-8570	新潟市中央区新光町4-1 新潟県庁12F健康対策課内	025-283-4880	025-283-4880
23	(公財)富山県アイバンク	930-0194	富山市杉谷2630 富山大学医学部眼科内	076-434-5710	076-436-0146
24	(公財)石川県アイバンク	920-8641	金沢市宝町13-1 金沢大学医学部附属病院眼科教室内	076-265-2403	076-222-9660
25	(財)福井県アイバンク	918-8503	福井市和田中町舟橋7-1 福井県済生会病院内	0776-23-1111	0776-28-8530
26	(財)岐阜県ジン・アイバンク協会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁保健医療課内	058-276-1103	058-276-1103
27	(財)静岡県アイバンク	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1 浜松医科大学医学部附属病院内	053-433-3331	053-435-3434
28	(財)愛知県眼衛生協会	460-0008	名古屋市中区栄4-15-23 ライオンズマンション久屋公園2階	052-263-0832	052-263-0905
29	(財)三重県角膜・腎臓バンク協会	514-8570	津市広明町13 三重県健康福祉部健康対策課内	059-224-2333	059-224-2340
30	(財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	520-0801	大津市におの浜4-4-5	077-525-2733	077-521-0471
31	京都府立医大附属病院眼球銀行	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	075-251-5235	075-211-7093
32	(公財)体质研究会アイバンク	606-8225	京都市左京区田中門前町103-5 パストウールビル5F	075-702-0824	075-702-2141
33	(財)大阪アイバンク	565-0871	吹田市山田丘2-2 大阪大学医学部銀杏会館内	06-6875-0115	06-6875-0212
34	(財)奈良県アイバンク	634-8522	橿原市四条町840 奈良県立医科大学附属病院眼科内	0744-22-3051	0744-29-6650
35	(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1 (和歌山県庁南別館)	073-424-7130	073-426-1251
36	(財)兵庫アイバンク	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-2 神戸大学医学部附属病院内	078-382-6046	078-382-6059
37	(財)恵仁会 鳥大眼球銀行	683-8504	米子市西町36 鳥取大学医学部眼科内	0859-38-6617	0859-38-6619
38	(財)島根難病研究所 しまねまごころバンク	693-0021	出雲市塩冶町223-7	0853-22-2556	0853-22-6498
39	(財)岡山県アイバンク	700-0923	岡山市大元駅前3番57号	086-223-6622	086-223-1223
40	(財)ひろしまドナーバンク	734-8551	広島市南区霞1-2-3 広仁会館内	082-256-3523	082-256-3522
41	(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	753-8790	山口市滝町1-1 山口県健康福祉部地域医療推進室	083-932-0743	083-933-2939
42	(財)徳島アイバンク	770-8503	徳島市蔵本町3-18-15 徳島大学医学部眼科学教室内	088-633-7163	088-631-4848
43	(財)香川アイバンク	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-4618	087-862-7010
44	(財)愛媛アイバンク	790-8585	松山市三番町4-5-3 愛媛県医師会内	089-913-7786	089-913-7817
45	(特)高知アイバンク	780-0870	高知市本町3-6-10	088-823-2035	088-823-2040
46	(財)福岡県医師会眼球銀行	812-8551	福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会内	092-431-4564	092-411-6858
47	久大眼球銀行	830-0011	久留米市旭町67 久留米大学医学部眼科学教室内	0942-35-3311	0942-37-0324
48	(財)佐賀県アイバンク協会	849-8501	佐賀市鍋島5-1-1 佐賀大学医学部眼科内	0952-31-6511	0952-33-3696
49	(財)長崎アイバンク	852-8501	長崎市坂本1-7-1 長崎大学医学部附属病院眼科教室内	095-819-7517	095-819-7517
50	(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	861-8520	熊本県長崎市2-1-1 日本赤十字社熊本県支部内	096-384-2111	096-384-8802
51	(財)大分県アイバンク協会	879-5593	由布市挾間町医大ヶ丘1-1 大分大学医学部眼科学講座内	097-549-1411	097-551-9051
52	(財)宮崎県アイバンク協会	880-0023	宮崎市和知川原1-101 宮崎県医師会館内	0985-22-5180	0985-27-6550
53	(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	890-0053	鹿児島市中央町8-1 鹿児島県医師会館内	099-254-8121	099-254-8129
54	(財)沖縄県アイバンク協会	900-0034	那覇市東町26-1 (社)那覇市医師会内	098-867-5794	098-867-5788

2-(7) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について（抄）

〔平成15年3月20日 健臓発第0320001号〕

〔各都道府県衛生主管部（局）長宛〕

〔厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知〕

都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」（平成15年3月20日付健発第0320002号厚生労働省健康局長通知）により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしくお願ひする。

（略）

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 設置主体及び設置場所

（略）

2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記②の業務については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が行う「あっせん業務」の一部として行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとすること。

① 日常業務

ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口に設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める

イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する

ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

② 臓器提供発生時業務

ネットワークの地域センター（以下「支部」という。）と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者（以下「支部主席コーディネーター」という。）の指示に従い以下の業務を行うこと

ア～キ（略）

3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

（略）

2-(8)

平成22年度 腸器移植推進国民大会でのアンケート 実施結果の概要 <平成22年10月3日(日) 熊本県熊本市で開催>

およそ500名の参加者に対し、アンケートを実施し、245名からの回答があった

1 参加者について

- ・ 今回の大会参加者のほとんどの方は、医療(移植医療従事者も含む)に何らかの関連がある方であり、大会参加に大きなきっかけとなっていることがうかがえる。
- ・ また、参加したほぼ90%の方が、移植に関する関心度が「非常に高まった」あるいは「やや高まった」と回答しており、大会に参加して興味や関心高揚の機会として大きく貢献していることがうかがえる。

2 大会に参加して「臓器移植」に対する関心が変化した理由

- ・ 「移植で人命を助けることができる有意義な治療法であることが再確認できた」、
 - ・ 「体験談・パネルディスカッションが良かった」、
 - ・ 「移植について考える(日本の現状も含む)良い機会となり臓器移植に関する知識が高まった」、
 - ・ 「臓器提供について家族と話してみたい」
- などの移植医療に対する理解が深まったとの回答が多数寄せられた。

一方、「広報等での告知拡大が必要」、「臓器提供をしないと意思表示する者が肩身の狭い思いをしないようにして欲しい」等の今後の取り組みに参考となる回答も散見された。

3 普及啓発のための広報媒体について

- 参加者の約95%が今回の臓器移植法の改正及び施行について周知されており、これらを知り得た媒体として、ほぼ全員がテレビ、ラジオ、インターネット及び新聞と回答しており、これら啓発・普及の取り組みについては、効果的な媒体として一定の評価が行える結果となっている。

4 意思表示カードについて

- 「①持っており意思を表示している」、
 - 「②持っているが意思を表示していない」、
 - 「③持っていない」
- のそれぞれが、ほぼ3等分された結果であった。

5 より知りたかったこと

- 移植実施のその後(レシピエントのその後の経過(生存率等)、臓器提供後ドナーの措置と埋葬)について
 - 特に小児の脳死判定(小児専門医の普及)について
 - 被虐待児からの移植を防止するための具体的ルール
 - 地元の移植医療の体制、臍臓移植(心停止後)や肺の移植
 - 親族優先
 - 移植コーディネーターになるための要件
- など様々な視点からの回答があり、今回参加者の移植医療に対する強い興味を示す結果となっている。

3—(1) 造血幹細胞移植の現状

	ドナー(提供者)	骨髓提供登録者数	さい帯血公開数	骨髓	移植件数	さい帯血
平成3年度	3,176	—	—	—	—	—
平成4年度	19,829	—	8	—	—	—
平成5年度	46,224	—	112	—	—	—
平成6年度	62,482	—	231	—	—	—
平成7年度	71,174	—	358	—	—	—
平成8年度	81,922	—	363	1	(1)	(1)
平成9年度	94,822	—	405	19	(20)	(20)
平成10年度	114,354	—	482	77	(78)	(78)
平成11年度	127,556	—	588	114	(116)	(116)
平成12年度	135,873	4,343	716	169	(178)	(178)
平成13年度	152,339	8,384	749	220	(231)	(231)
平成14年度	168,413	13,431	739	297	(310)	(310)
平成15年度	186,153	18,424	737	702	(739)	(739)
平成16年度	204,710	21,335	851	678	(679)	(679)
平成17年度	242,858	24,309	908	658	(690)	(690)
平成18年度	276,847	26,816	963	754	(774)	(774)
平成19年度	306,397	29,197	1,027	778	(815)	(815)
平成20年度	335,052	31,149	1,118	875	(912)	(912)
平成21年度	357,378	32,793	1,232	907	(941)	(941)
平成22年度	376,237	33,963	911	794	(816)	(816)
累計	—	—	12,498	7,043	(7,300)	(7,300)

※ 平成8～10年度のさい帯血関係データはさい帯血バンクネットワーク設立前に各バンクが扱った数

※ さい帯血移植者数の()は、バンクからの供給数
※ 平成22年度については、12月末時点の数値

3-(2) 都道府県別ドナー登録者数・移植希望登録患者数・県内充足率等

都道府県	ドナー登録者数(平成22年12月末現在)(人)	移植希望登録患者数(平成22年12月末現在)(人)	患者居住地別人数(平成22年12月末まで)(A)(人)	提供者居住地別人数(平成22年12月末)(B)(人)	県内充足率(B/A)(%)
北海道・東北	北海道	18,134	57	633	811
	青森県	3,235	9	86	78
	岩手県	3,144	16	89	115
	宮城県	11,757	30	133	203
	秋田県	2,956	7	65	100
	山形県	4,657	9	95	89
	福島県	13,123	23	141	205
関東甲信越	茨城県	7,474	34	315	226
	栃木県	7,792	18	209	164
	群馬県	3,198	22	236	127
	埼玉県	13,552	89	682	525
	千葉県	12,168	62	578	522
	東京都	53,136	161	1,241	1,246
	神奈川県	17,426	96	819	892
	新潟県	9,913	25	185	247
	富山県	3,253	17	104	132
東海北陸	石川県	4,575	15	130	163
	福井県	2,310	4	68	99
	山梨県	2,351	10	79	74
	長野県	3,671	22	242	167
	岐阜県	4,314	20	174	237
	静岡県	8,578	31	321	354
	愛知県	19,257	88	769	849
	三重県	4,270	26	179	193
	滋賀県	2,682	14	127	137
近畿	京都府	14,577	27	256	365
	大阪府	17,981	75	859	669
	兵庫県	14,586	67	544	516
	奈良県	2,384	18	145	139
	和歌山県	3,342	14	95	88
	鳥取県	2,100	9	62	85
中国	島根県	3,047	13	133	116
	岡山県	6,442	26	239	255
	広島県	7,384	59	322	337
	山口県	3,022	14	128	135
	徳島県	1,812	10	68	68
	香川県	1,901	9	113	76
四国	愛媛県	3,554	18	192	114
	高知県	2,021	9	72	76
	福岡県	18,984	76	605	543
	佐賀県	3,314	6	83	69
	長崎県	4,412	7	122	100
九州	熊本県	2,955	16	125	122
	大分県	3,466	24	129	118
	宮崎県	3,127	11	79	81
	鹿児島県	3,594	27	127	131
	沖縄県	15,306	17	99	179
	全 国	376,237	1,457	12,297	12,337
					100.3

(資料出所) (財)骨髓移植推進財団資料より厚生労働省臓器移植対策室作成。

(注) 1. ドナー登録者数は、ドナー登録がなされた都道府県における人数。

2. 移植希望登録患者数、患者居住地別人数、提供者居住地別人数については海外からの提供を除く。

3-(3) 都道府県別ドナ登録会開催状況等

	登録会開催回数						登録者数								
	献血併行型登録会		集団登録会		合計		献血併行型登録会		集団登録会		保健所(固定)登録		合計		
	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	
北海道・東北	北海道	32	27	0	0	32	27	234	149	0	0	78	26	312	175
	青森県	17	19	0	0	17	19	215	230	0	0	0	0	215	230
	岩手県	14	13	0	0	14	13	117	37	0	0	31	9	148	46
	宮城県	126	168	0	0	126	168	1,271	1,477	2	6	27	19	1,300	1,502
	秋田県	15	13	0	0	15	13	98	91	2	0	14	6	114	97
	山形県	57	52	9	0	66	52	525	520	36	0	0	0	561	520
	福島県	116	108	0	0	116	108	1,086	1,191	0	0	4	3	1,090	1,194
関東甲信越	茨城県	33	25	1	0	34	25	614	422	0	0	0	0	614	422
	栃木県	117	248	0	0	117	248	903	1,677	2	0	28	23	933	1,700
	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
	埼玉県	17	21	4	0	21	21	144	156	154	0	10	0	308	156
	千葉県	43	42	0	0	43	42	562	427	1	0	22	21	585	448
	東京都	200	204	6	7	206	211	1,284	1,404	155	77	3	6	1,442	1,487
	神奈川県	5	5	8	12	13	17	157	146	223	132	30	10	410	288
	山梨県	8	11	2	0	10	11	85	49	29	0	6	9	120	58
	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	40	37	43	37
	新潟県	25	35	13	4	38	39	173	217	295	82	38	11	506	310
東海北陸	富山県	15	0	0	0	15	0	146	144	0	8	7	2	153	154
	石川県	4	91	0	0	4	91	307	141	0	0	15	8	322	149
	福井県	0	0	0	0	0	0	43	44	42	7	27	18	112	69
	岐阜県	9	14	5	1	14	15	149	112	2	3	23	9	174	124
	静岡県	63	90	0	0	63	90	309	378	3	5	31	16	343	399
	愛知県	76	61	2	2	78	63	626	418	60	20	51	19	737	457
	三重県	37	0	3	0	40	0	120	48	21	17	42	9	183	74
近畿	滋賀県	16	55	0	0	16	55	20	127	3	1	24	12	47	140
	京都府	536	582	1	1	537	583	1,342	1,244	42	15	12	12	1,396	1,271
	大阪府	55	76	0	7	55	83	643	525	12	15	15	8	670	548
	兵庫県	114	127	4	0	118	127	1,082	1,068	12	0	0	0	1,094	1,068
	奈良県	8	4	1	1	9	5	70	47	27	21	3	5	100	73
	和歌山県	27	32	0	0	27	32	594	477	0	1	14	14	608	492
中国	鳥取県	11	14	1	0	12	14	93	117	25	60	15	0	133	177
	島根県	51	46	1	0	52	46	226	160	1	11	11	8	238	179
	岡山県	13	9	0	0	13	9	239	154	2	3	24	3	265	160
	広島県	16	32	4	0	20	32	188	224	93	61	4	5	285	290
	山口県	1	3	2	0	3	3	62	38	45	46	40	20	147	104
四国	徳島県	1	0	0	0	1	0	61	68	0	0	12	7	73	75
	香川県	2	4	0	0	2	4	6	27	0	0	21	6	27	33
	愛媛県	4	7	0	0	4	7	83	104	54	39	17	14	154	157
	高知県	0	4	5	5	5	9	4	3	46	73	4	2	54	78
九州	福岡県	153	202	5	4	158	206	1,373	2,286	141	106	6	7	1,520	2,399
	佐賀県	56	70	1	1	57	71	144	179	42	6	5	5	191	190
	長崎県	39	49	4	5	43	54	145	424	91	123	10	13	246	560
	熊本県	0	0	0	0	0	0	10	0	3	2	5	5	18	7
	大分県	12	17	0	0	12	17	280	372	0	0	14	6	294	378
	宮崎県	27	31	9	5	36	36	94	61	95	50	49	15	238	126
	鹿児島県	13	15	1	0	14	15	137	153	6	0	33	8	176	161
	沖縄県	49	618	1	0	50	618	542	3,292	41	0	30	3	613	3,295
合計		2,233	3,244	93	55	2,326	3,299	16,606	20,628	1,811	990	899	443	19,316	22,061

(資料出所) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については(財)骨髓移植推進財団資料、保健所(固定)登録は日本赤十字社資料を使用し、厚生労働省臓器移植対策室作成。

(注) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については、平成22年4月30日時点で財団に報告があったもの。

3-（4）日本におけるさい帯血保存・供給の状況

(ア) 日本さい帯血バンクネットワークに参加しているバンクからの提供数・移植数

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
提供数	1	20	78	116	178	231	310	739	679	690	774	815	912	941	816	7,300
移植数	1	19	77	114	169	220	297	702	678	658	754	778	875	907	794	7,043

※提供数：さい帯血移植のために医療機関へ提供した個数

移植数：実際に移植に使用された個数

※平成 22 年度は、平成 22 年 12 月末時点

(イ) さい帯血バンクの一覧 (平成 22 年 12 月末時点)

バンク名	採取施設	分離・保存施設	保存件数	
北海道臍帯血バンク	札幌東豊病院 札幌マタニティ・ホスピタル 手稻深仁会病院 はしもとりクリニック	札幌西ゲーネスクリニック 大谷地産科婦人科 愛産婦人科	北海道赤十字血液センター	2,566
特定非営利活動法人宮城さい帯血バンク	東北大学医学部附属病院 国立病院機構仙台医療センター 仙台市立病院 仙台赤十字病院	東北公済病院 吉田ケーニングクリニック 宮城県立こども病院 スマイル記念病院	東北大学病院輸血部	1,085
東京臍帯血バンク	聖路加国際病院 慶應大学病院 賛育会病院 JR 東京総合病院 日本大学附属板橋病院 まつしま病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター	日本医科大学多摩永山病院 金子ケーニングクリニック 山口病院 亀田総合病院 瀬戸病院 愛和病院	(財)献血供給事業団臍帯血事業部 日本大学大医学部附属板橋病院	6,299
東京都赤十字血液センター臍帯血バンク	愛育病院 東京厚生年金病院 国立国際医療センター 永寿総合病院 池下レディースクリニック東雲 東峰婦人クリニック	日本赤十字社医療センター 葛飾赤十字産院 東京衛生病院 池下レディースチャイルドクリニック 武藏野赤十字病院	東京都赤十字血液センター	3,366
東海大学さい帯血バンク	東海大学病院 伊勢原協同病院 やはたケーニング・ホスピタル 平塚市民病院 平塚共済病院 茅ヶ崎徳州会総合病院	大和市立病院 小田原市立病院 海老名総合病院 秦野赤十字病院 東海大学大磯病院	東海大学さい帯血バンク	5,459
神奈川臍帯血バンク	昭和大学藤が丘病院 神奈川県立こども医療センター 医療法人産育会 堀病院 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター 国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	大口東総合病院 大和徳州会病院	昭和大学藤が丘病院臍帯血分離保存施設	1,624
東海臍帯血バンク	星ヶ丘マタニティ病院 名古屋第一赤十字病院 国立病院機構名古屋医療センター	おおわきレディースクリニック かじうらレディースクリニック 鈴木病院	東海臍帯血バンク保存施設	3,054
京阪さい帯血バンク	京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院 京都市立病院 済生会京都府病院 足立病院 野村病院	聖バルナバ病院 松下記念病院 小阪産病院 谷口病院 市立豊中病院 浜田病院	・大阪府赤十字血液センター ・京都府赤十字血液センター	1,899
特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク	西神戸医療センター バーカー病院 カ・レディース・クリニック マムクリニク 久保みづきレディースクリニック 上田病院 松岡産婦人科クリニック 尼崎医療生協病院	関西ろうさい病院 兵庫県立西宮病院 兵庫医科大学病院 高橋産婦人科クリニック 市立伊丹病院 あさぎり病院 大門医院 大森産婦人科医院	NPO 法人兵庫さい帯血バンク	3,605
中国四国臍帯血バンク	総合病院岡山赤十字病院 岡山済生会総合病院 三宅医院 広島赤十字・原爆病院	社会保険広島市民病院 中国電力(株)中電病院 土谷総合病院	・岡山県赤十字血液センター ・広島県赤十字血液センター	2,726
福岡県赤十字血液センター臍帯血バンク	国家公務員共済組合連合会浜の町病院 聖マリ7病院 真田産婦人科麻酔科クリニック いすみ産婦人科 井植病院	東野産婦人科 シムラ医院 北九州市立医療センター エンゼル病院	福岡県赤十字血液センター	2,280
11 バンク	107 施設	14 施設	33,963	

4. 臨器移植対策室所管特例民法法人一覧

平成23年1月4日現在

番号	名 称	設立年月日	代 表 者	住 所	事 务 概 要	連絡責任者
1	(財) 日本アイバンク協会	S. 40. 4. 19	理事 金井 長淳	〒101-0054 千代田区神田錦町2-2 武内ビル 4階 TEL 03-3293-6616 FAX 03-3293-5140	・各アイバンクにおける業務内容の把握と 指導等	事務局長 松栄達朗
2	(社) 日本臓器移植ネットワーク	S. 50. 8. 15 (H. 7. 3. 31) (H. 9. 10. 16)	理事 勝一 長榮	〒105-0001 港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル 3階 TEL 03-3502-2071 FAX 03-3502-2072	・臓器移植に関する調査、研究の援助 ・死体からの臓器提供のあっせん等 ・臓器移植のための諸条件の整備等	総務課長 宮林隆晴
3	(財) 骨・髄移植推進財団	H. 3. 12. 18	理事 正岡 長徹	〒101-0054 千代田区神田錦町3-19 廣瀬第2ビル 7階 TEL 03-5280-8111 FAX 03-5280-0002	・骨髓又は末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)の提供希望者の募集等のため の普及啓発 ・骨髓移植又は末梢血幹細胞移植(以下「骨 髓移植等」という。)の円滑な実施に対する 説明、骨髓等の提供希望者に対する連絡調整 ・骨髓等の提供者に対する骨髓等の採取に 伴う健被害の補償 ・骨髓移植等に関する調査研究 ・骨髓移植等に従事する者に対する研修 ・骨髓移植等に関する国際協力等	常務理事 全平井